

令和元年11月27日

厚生労働省年金局 企業年金・個人年金課 御中

企業年金連絡協議会

「確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法の一部を改正する件（案）」について

標記について下記のとおり意見を提出します。

記

<意見>

財政悪化リスク相当額を計算する方法において、事前の審査が不要な算定方法を定める当改正案については、事業主・企業年金基金及び行政側の手続の簡素化及び事務負担の軽減を図るという趣旨から賛同する。

加えて、国の年金の代行部分を有する厚生年金基金と異なり、確定給付企業年金においては労使の自治による運営を尊重し、本件に限らず、事前の審査を極力廃するか簡素化すべきである。また、『働き方改革』に伴う人事諸制度の見直しや高齢者の就労支援などの制度変更が今後増大すると思われ、DB制度の承認・認可申請等での事務処理の更なる簡素化・早期化を進め、「使い勝手」の向上がDB制度の維持・普及につながると云える。

例えば、定年延長に伴い支給開始年齢を引き上げる場合の現行の給付減額の判定や事前相談等の手続きについて、老後の多様な働き方改革の障壁とならないよう見直す必要がある。また、承認の申請にあたり、電子化を促進するなど、事業主・企業年金基金及び行政側の手続きの効率化を進め、審査に要する期間の短縮化を図っていただきたい。

<理由>

新たに導入された財政悪化リスク相当額の算定方法について、ある程度確立されたものについて事務負担を軽減することは、働き方改革を唱える国の取り組みとして評価したい。

国際的に見て、行政事務の電子化・ペーパーレス化は遅れており、企業年金における承認・審査事務について、事業主・企業年金基金及び行政側の手続きの更なる効率化を図る必要がある。

以上